

門真市部活動地域展開推進業務委託（吹奏楽部）係る プロポーザル参加者募集要領

上記業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和8年2月3日

1 事業の趣旨・目的

文部科学省が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等について、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていく必要があるとされている。

また、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ること、部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。

このことを受け、従来部活動が担ってきた子どもの居場所としての機能も踏まえ、少子化の中でも将来にわたり、本市の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。本業務は部活動指導を学校外の団体に委託し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図ることを本事業の目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託名　門真市部活動地域展開推進業務委託（吹奏楽部）
- (2) 委託内容　別紙「門真市部活動地域展開推進業務委託（吹奏楽部）仕様書」のとおり
- (3) 委託期間　契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案限度価格　3,703,637円（消費税及び地方消費税を含まない）

提案限度価格は、本市が支払う委託料であり総事業費から受益者負担にかかる

費用を除いた金額とする。

(参考：令和7年度の受益者負担実績 600,000円)

本プロポーザルは予算確定前であるため、予算の状況に応じて予算額の減額又は事業の実施ができない場合がある。本事業が実施されない場合があることを了承のうえ、本プロポーザルに参加すること。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。

4 参加手続

(1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市 教育部 学校教育課 学務・人事グループ

(2) 質問について

募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式A）を使用して、電子メールにて質問すること。電子メールのタイトルは「【事業者名】門真市部活動地域展開推進業務委託（吹奏楽部）に係る質問」とすること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

ア 期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月10日（火）午後5時30分まで
ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を行うこと。

イ 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

教育部 学校教育課 学務・人事グループ

担当：高橋

電話 06（6902）1231（代表）（内線：6545）

06（6902）7107（直通）

E-mail : kys01@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月16日（月）に本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に掲載します。ただし、質問が無い場合は掲載しません。

（3）提出方法等

ア 提出期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月20日（金）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）までとする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

イ 提出先

4（2）イと同じ。

ウ 提出方法

下記、エ 提出書類に記載のある書類を持参又は郵送等により提出するものとする。持参の場合は、午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）に提出すること。また、郵送等の場合は、封筒に「参加申込書在中」と記載し、配達記録の確認ができる方法により、申込期限の午後5時30分までに到達するように提出すること。

なお、申込期間内に全ての提出書類が到達しなかった場合は参加を認めない。

エ 提出書類

提出書類及び部数は下表のとおりとする。なお、直近5年間の類似事業の実績を有していることが分かる契約書の写し、プライバシーマーク又はISO/IEC27001を取得していることが分かる書類については該当がある場合のみ提出すること。

提出書類の規格は、A4版片とじ・横書き・片面とする。

提出書類	部数	内容
参加申込書（様式1）	1部	正本1部。提案者の代表者印（門真市へ業者登録を行っている者はその印鑑。以下同じ。）を押印すること。
使用印鑑届　※1	1部	
納税証明書　※1	1部	・法人税、消費税、地方消費税の未納がないこと ・市内業者（※2）又は準市内業者（※3）

		にあっては法人市民税について直近2年間未納がないことが確認できる納税証明書（発行日から3箇月以内のもの。写しでも可）
印鑑証明書 ※1	1部	発行日から3箇月以内のもの。写しでも可。
商業登記簿謄本 ※1	1部	発行日から3箇月以内のもの。写しでも可。
誓約書（様式2）	1部	
委任状（様式3）	1部	本社でなく、支店等で作成する場合のみ
企画提案書 (様式任意、20枚以内 とする)	正本1部 副本9部	<p>企画提案は1者1案とする。</p> <p>下記1)～6)について企画提案を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会社概要 2) 業務実施方針 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載の「背景と目的」を踏まえ作成のこと。 3) 業務遂行にあたっての具体的な方策 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の全体像が分かる体制図、行程スケジュール、募集・申込方法、事業効果の検証方法等について記入すること。 4) 地域クラブ活動運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ・指導スタッフの配置、生徒、保護者及び学校等との連絡調整・連携、指導者に対する研修等について具体的に記入すること。 5) 持続可能な仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・財源確保、参加促進施策、指導者の資質向上のための施策等について具体的に記入すること。 ・認定地域クラブを想定した業務体制が整っているか。 6) 地域クラブ活動実施要件 <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策、緊急対応、個人情報の保護及び管理、問い合わせ窓口を設置については必ず記入すること。 7) 国又は地方公共団体との類似事業の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・直近5年間の類似事業の実績があれば名称、事業内容、実施年月、事業規模（参加者数）を示すこと。
自己資本比率及び 決算状況（様式4）	正本1部 副本9部	数値を引用した書類を添付の上、引用数値をマーカーにて明示すること。
見積書及び内訳明細	正本1部	・提案限度価格は、本市が支払う委託料であ

(様式5及び様式6)	副本9部	り総事業費から受益者負担にかかる費用を除いた金額である。 ・見積書には総事業費を記載し、提案価格は総事業費から受益者負担(600,000円※令和7年度実績)を控除した金額を記載すること(消費税及び地方消費税を除く。) ・見積書の宛先に「門真市長 宮本 一孝」を、件名に「門真市部活動地域展開推進業務委託(吹奏楽部)」と明記すること。 ・正本には主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。 副本9部は複写とする。
直近5年間の類似事業の実績を有していることが分かる契約書の写し等	正本1部 副本9部	実績が分かる契約書の写し等
プライバシーマーク又はISO/IEC27001を取得していることが分かる書類	正本1部 副本9部	写しても可

※1 門真市へ業者登録を行っている者は不要。

※2 市内業者とは、本店の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者を言う。

※3 準市内業者とは、本店の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者を言う。

市外業者とは、市内業者及び準市内業者を除いた者を言う。

5. 参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認めた者をプレゼンテーション選定の対象者とし、令和8年2月24日(火)に結果通知書を電子メールにて通知する。

なお、通知を受けてからプレゼンテーション審査日までに参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は参加できない。

6 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「門真市部活動地域展開推進業務委託(吹奏楽部)プロポーザル評価基準」

のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

(3) 開催日時及び開催場所

日時 令和8年2月26日（木）9時30分から（予定）

場所 門真市立総合体育館（予定）

日時、場所の詳細については別途通知する。

(4) 審査方法

ア プレゼンテーションによる質疑応答

イ 所定時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分～20分程度とする。

ウ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする
(データ活用可)

(5) 注意項目

ア プロジェクター、スクリーンは市で準備する。ただし、パソコンは各事業者で準備すること。

イ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできないものとする。

ウ 参加人数は、1提案者4名までとする。

エ プレゼンテーション当日に新たな説明資料を追加することはできないものとする。

オ 指定の時間に正当な理由なく不参、遅延した場合には、審査対象から除外する。

カ 指定した日時の変更はできないものとする。

(6) 評価方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて、評価基準に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

(7) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(1)評価基準の総合点が最も高い者を、受注候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

①評価項目「実施方針」の得点が高い者

②評価項目「地域クラブ活動運営体制」の得点が高い者

③提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

(8) 失格となる受託候補者

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 記名又は押印を要する書類にあっては記名又は押印を欠いた書類を提出した場合
- キ 参加資格を満たしていない場合
- ク 参加期日までに所定の書類が整わなかった場合
- ケ 「提案書等」の提出関係書類を複数案提出した場合
- コ 提出期限を過ぎて必要書類及び提出資料が提出された場合
- サ 事業者募集中、選定中及び契約締結までに応募資格を満たさなくなった場合
- シ 提案価格が提案限度価格を超過した場合
- ス その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知・公表

受注候補者選定後、受注候補者及び二次選考の参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後すみやかに、下記項目において本市ホームページの「入札・契約情報」にて次の内容を公表する。

- (1) 受注候補者及び次点候補者名及び総合点
- (2) 会議録

8 契約手続

- (1) 受注候補者と門真市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。

ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 支払条件 毎月払

(4) 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)で閲覧することができる。

(5) 受注候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とすることができる。

(6) 契約金額の決定に当たっては、価格交渉の後、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、受注候補者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書の金額とすること。

(7) 本業務に係る予算措置がされなかった場合においては、契約は締結せず、本公募型プロポーザルは無効となる場合がある。

9 プロポーザルの延期又は中止

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、本プロポーザルを中止します。

ア 参加申込受付締切りの結果、参加申請者が1に満たない場合

イ 参加資格の事前審査の結果、参加を認めた者の数が1に満たない場合

ウ 審査の結果、受注候補者となるべき者がいなかった場合

エ 天災等、特別の事情がある場合

(2) 天災等、その他特別の事情がある場合は各期日を延期することがあります。

10 その他

(1) 参加申込書の提出後に取下する場合は、取下書（様式7号）により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(4) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(6) 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこととする。

(7) 応募書類の審査内容に関する質問及び異議申し立てには、一切応じない。

(8) 公文書開示請求があった場合は、提出書類を門真市情報公開条例に基づき公開をすることができるものとする。

(9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

(10) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(11) 参加申込書の提出後、契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。

11 スケジュール

スケジュール ※スケジュールは変更になる場合があります。		
令和8年	2月3日(火)	募集・質問・企画提案書の受付開始
	2月10日(火)	質問受付の締切り
	2月16日(月)	質問回答の公表
	2月20日(金)	参加資格及び企画提案書提出の締切り
	2月24日(火)	参加資格確認結果通知の送付
	2月26日(木)	プレゼンテーション質疑応答
	3月5日(木)	結果公表
	4月1日(水)	契約締結・業務開始

12 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市 教育部 学校教育課 学務・人事グループ

電話 直通 06(6902)7107

大代表 06(6902)1231(内線6545)

代表 072(885)1231(内線6545)